

通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 第1回議事要旨

- 1 日 時 平成18年8月30日(水) 18:00~19:40
- 2 場 所 総務省8階第1特別会議室
- 3 出席者 堀部座長、村井座長代理、安藤構成員、多賀谷構成員、中村構成員、長谷部構成員、濱田構成員、舟田構成員、村上構成員
竹中大臣、有富総務審議官、森総合通信基盤局長、寺崎政策統括官、中田大臣官房審議官、阪本総合政策課長、佐藤情報通信政策課長、内藤通信・放送法制企画室長

4 議事要旨

- (1) 冒頭、竹中大臣、有富総務審議官から開催にあたっての挨拶がなされた。
- (2) 事務局提案の「開催要綱(案)」(資料1)について了承された。また、研究会を原則として公開し、使用した資料及び議事要旨を総務省のホームページに掲載すること、ただし公開することにより当事者又は第三者の権利及び義務並びに公共の利益を害するおそれがある場合、それから構成員間の率直な意見の交換が損なわれるおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とすることについて了承された。
- (3) 開催要綱に基づき堀部構成員が座長に選任された。また、座長より村井構成員が座長代理に指名された。
- (4) 「通信・放送のあらまし」(資料2)、「今後の検討の進め方について(案)」(資料3)について事務局から説明し、その後構成員間のフリーディスカッションを行った。
- (5) フリーディスカッションにおける構成員の主な意見は以下のとおり。これらの意見を踏まえつつ、検討項目について議論することとされた。
○伝送路、端末、及び事業者の各々の融合の3つの側面について既存の法制度がどう変わるべきか、サービスの中身についてユニバーサル的なサービスと専門的なサービスという区別をすべきかなどを議論すべき。

- ブロードバンド、コンテンツの融合・連携については、今年に入り欧米や韓国で急速に展開。日本で制度がネックになってそれが進展しないのであれば、早急に手を打つ必要があり、デジタル先進国として世界のモデルになるスキームを提示すべき。
- 基幹放送の概念について掘り下げて考えるべき。通信・放送の在り方を考え直すなら、電波監理審議会などの行政組織の在り方についても検討する必要。また、事業者の立場で何が困っているのかを聞くべき。
- 基幹放送の概念については、社会的なファンクションを維持することを前提に、制度の仕組みをいろいろ考えるべき。技術的な側面からは通信と放送は融合するということになるだろうが、社会システムの面から見て再設計できるかもしれない。
- 先の懇談会報告書にある「通信・放送事業に対する規制の硬直性」などの指摘について、どういう意味で妥当するかを議論すべき。例えば、日本の通信・放送の競争力が制度等によって阻害されているのか、放送事業者の自由度の展開といってもむしろ基幹的なものはより強い規制をかけるべきではないか、放送の規制は市場を細分化する傾向にあるのではないか、などを検討すべき。
- アナログから完全デジタルに変われば、技術的な自由度が上がり、それにより多様性が増えて、競争やクオリティの高いコンテンツ流通を考えていくことができる。また、それにより利用者側の視点も変わるため、それを踏まえて検討する姿勢が重要。
- 通信・放送の境界領域だけでなく、ユビキタスネット化、2011年頃に実現するネットワーク環境をトータルに考えて法体系を検討すべき。新しいサービスを積極的に生み出す視点も必要。また、ネットワークの世界に対する信頼性をどう担保するかを考えながら法体系の見直しを検討すべき。
- あまりビジネスモデルに偏重しすぎず、インフラとしての電波の技術特性を踏まえて議論することが必要。

(6) 次回会合は9月28日(木) 18:00より開催。議題は「通信・放送制度に係る現状と課題(仮題)」。

以上